



たが、三十九年度の実績はそういう状態になつておるわけであります。

○吉川(兼)委員 その適用漏れの原因はどこにあると思うのかをお聞きしたい。その原因の一つに、微収方法が問題になるのではないかと思うのであります。つまり、現在は被保者が直接窓口に持つていく方法と、それから民間の団体が微収して一括して支払う方法とがあるよう思います。が、このように他人まかせのところに適用漏れの原因があることは、どうでしょうか。よこへこよ

徴収に当たるという方法、こういうことを法活性化する必要があります。が、その点についてはどうでございますか。  
○実本政府委員 お尋ねの適用漏れの者をどういうふうに捕捉してこの制度にのせていくかという問題があつて、これが問題として直接徴収に当たるという方法、こういうことを法活性化する必要があります。が、その点についてはどうでございますか。

お話をございますが、三十九年度の適用漏れの者に限って申しますと、適用漏れ者が約百三十万ござります。これに対しても適用の方法といたしましては、都道府県なり市町村の役所の系統で適用加算入りの促進をしてまいることと、それから先生がちょっとお触れになりました民間の組織を使いまして、そういうような組織活動によってみずから適用を申し出てもらう、こういう方法と二つをとつておるわけであります。それで本年度、四十年度におきましては、大体前年度に漏れました人たちのうちから失権していくなり、ほかの制度へ転出して、いったりする人たちが見込まれてまいりますので、大体百二、三十万程度の人を目標にいたしまして、それぞれの適用促進についての措置をとつてしまいたい。やはり民間の組織というものもこれは無視できませんので、そういうものもを適切に指導いたしまして、納付組織あるいはその他の民間組織を活用いたしまして適用推進を進めさせていただきたい、かように考えておる次第でござります。

態はどうなつてゐるか、それを聞いておきたい。それから事務費についても、本年度は百三十円から百六十円に引き上げられてゐるようですが、この程度の引き上げはどうい間に合ますが、この程度の引き上げではどうい間に合ふものでなく、市町村では年金事務処理に、費用の面からして支障を来たすようなことを言っておると思いますが、私はこの制度の P.R. や加入推進などを積極的に進める意味におきましても、事務費はこの際大幅に引き上げるべきではないかと思ふのであります。ことに本年は国民年金証書の更新とか、あるいは受給権の存否の調査ということがあります。などが重なり、事務の分量も非常に増大するはありますが、それらについてのお考えを聞いておきたい。

○実本政府委員 最初に、先生のあとのお尋ねの事務費の問題について申し上げますが、事務費は、昭和三十九年度におきましては、被保険者一人当たりの単価が百三十円ということで、年度の途中で百三十五円といふふうに補正いたしておりましたが、百三十五円でございます。これについては、実施上市町村側に非常に持ち出しが多いといふふうな実情がありまして、来年度の予算におきましては、前々回大臣からも御答弁がありましたように、一人当たり現在百三十円の単価を百六十五円と大幅に約三割近い増額をはかつていただきまして、これによつて、まあ十分とは申し上げませんが、従来十円ずつしか上がりませんでしたものが約三十五円といふうに大きくなりましたので、幾らか実施上の潤滑油になるといふうに考えておる次第でございます。

それから滞納分の問題につきましては、これはやはり滞納しました全員に納付書を配付いたしまして納付の機会を与えておるわけでございまが、滞納処分というようなことは事實上いたしておりませんので、なるべくスマーズに納めていただくというふうな指導方針で進んでおるわけでござります。

態はどうなつてゐるか、それを聞いておきたい。それから事務費についても、本年度は百三十円から百六十五円に引き上げられてゐるようですが、この程度の引き上げてはとうてい間に合うものでなく、市町村では年金事務処理に、費用面からして支障を来たすようなことを言っておられると思いますが、私はこの制度の P.R. や加入推進などを積極的に進める意味におきましても、事務費はこの際大幅に引き上げるべきではないかと聞いてあります。ことに本年は国民年金証書の更新とか、あるいは受給権の存否の調査ということなどが重なり、事務の分量も非常に増大するはづであります。が、それらについてのお考えを聞いておきたい。

出制の年金についてはどういうふうに考えておりますか。

者の負担能力という点ともかね合ひながら、あるいはその費用を被保険者、国庫、どういったような形で負担できるかという問題との関連においてもものを考えなければならぬわけでございまして、この問題につきましては各方面の意見を聞き、かつまた現在国民年金審議会におきまして予備的にいろいろ御検討願つておるわけでございまして、速急に成果を得る方向に努力いたしたいと存じておる次第でございます。

○吉川(兼委員) 次はスライド制でござりますが、厚生年金法の修正にも見られましたように、これは当然問題となるべきものでござります。私はむしろ国民年金法に合わせて厚生年金法は改正が行なわれるべきものである、こういうふうに見ておるのでございますが、このスライド制につきましては政府はどういうふうに考えておりますか、これは大臣からひとつお答えいただきたい。

○神田国務大臣 この国民年金のスライド制の問題でございますが、先般厚生年金の際にもいろいろ御議論がありまして、その際にもお答え申し上げたとおりでございますが、私は、こういうように物価の変動、賃金の上界等がござりますような現在の情勢下におきましては、やはりスライド制をとることがいい、こう考えております。じやなげたとおりでございますが、私は、こういうことなぜこの問題をここにとらなかつたかということになりますと、それは御承知のように、いま他の制度ともいろいろ関連を持っておりまして、恩給もございますれば共済もございます。その他もございますので、そういう面とも十分ひとつ連絡をとり、またスライドを物価だけでとるのか賃金だけでとるのか、あるいはこれを併用するのかなどいろいろのとり方の問題もございます。そういうことをひとつ十分詰めて検討いたしまして、その結論を得ましたならば採用いたしたい、こういうふうに考えるのでございます。なかなか関係方面も広いし、問題も広範多岐にわたる問題でもござりますので、御趣旨は私もまことに同感でございますが、実際問題としてそういう資料が十分整うのに相当の時間がかかる、こうしたことなどをござ

ます。検討を進めておる、こういうふうに御了承願いたいと思います。

○吉川(華)委員 この問題は、御答弁のよう実現するには相当な困難があると思ひますが、神田大臣におかれでは、ひとつ急速に実現を見るように御努力のほどを要望いたしておきます。

それから、老齢福祉年金の受給制限のことではございますが、老人一人の場合と夫婦の場合とではそこに制限があるのでござりますが、年金額はお話しにならないよう低い今日の状態におきましては、この制限のごときは、すべからく撤廃する必要があると思うのでござります。この点を御考慮する余地があるのかどうか。

○山本(正)政府委員 所得制限につきましては、先般米各般の御意見を拝聴しておるわけでござりますが、御指摘のように、それぞれの部類に分けまして所得制限がござります。もちろん所得水準の上昇の実情に即しまして、毎年度所得制限は緩和してまいりておるのでござります。現実には、この所得制限によりまして三割見当のものがひつとかかつてといいますか、所得制限をかぶつておる、あと七割見当のものは受給をしておる、こらいう現状になつております。それから夫婦の場合の所得制限等につきましては、これは数の上ではごく一部のようございますが、何がしの所得制限によつてもられない人があるわけでございまして、これらにつきましては、毎年度その実情に即して引き上げはいたしておりますが、これを撒かります。この問題につきましては、毎年改善いたしましたが、それがどうかという積極的な御意見も出ておるわけでござります。この問題につきましては、まだそれの項目につきましては、まだそういう項目もたくさんございまして、何に重点を置くかといったような問題がございまして、年金額の引き上げ、それからまた所得水準の伸びに応じた制限の緩和という措置で今までまいつておるのでござりますが、なお財政ともにらみ合わせまして、この撤廃ということが可能であるならそういう方向をとりたい、かように考えておる次第でございます。

○吉川(兼)委員 次は、国民年金の積み立て金の還元融資のこととござります。現在は二割五分のワクの中で自主管理が行なわれているように思ひますけれども、この二割五分の中には、社会福祉振興会費のような当然一般会計で負担すべき性質は一般に二万四千円ということになつておるのであります。払は、この積み立て金の融資に関する限りは、あくまでも還元融資の内容を堅持して、怪しげなものは混入さすべきでないと思うのであります。これがどういうふうに考えておられますか。

○吉川(華)委員 あまりに簡単で、そして抽象的な御答弁であります。まあいいでしよう。次に、公的年金との併給についてでございますが、一般的の場合には二万四千円までを認めておると思ひますけれども、他の年金との見合いといふ観点から、これは当然供給の制限を徹廃すべきものではないでしょうか。少なくとも相当大幅に緩和すべきものであると思うのでありますが、この点についていかがですか。

○吉川(兼)委員 あまり御意見がございましたが、そういうような考え方のもとに今後進めてまいりたい、こういう基本的な考え方でござります。そこでおられますが、これにつきまして大臣はどういうふうに考えておられますか。

○山本(正)政府委員

いま御意見がございましたが、

かかる

る、

あとの七割見当のものは受給をしておる、こ

れ

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

ていつていただきたいと私は思うのでございます。所得に全然制限なしということはできないでございましょうが、現状におきまして、せめて百万ぐらいの所得までには、その家庭で老人自体に所得がない場合には、何とか老齢年金が渡るようにしていただきたいと思います。それについて、今までできなくとも将来、大臣はどのようにお考えになつておりますか。

○神田國務大臣　ただいまお述べになりました所 得制限の制度に対する将来の考え方でございますが、私は、将来はこういうものはやめたほうがいいじやないかという考えははつきり持っております。ただ、いろいろ今日の段階で他の制度等もございましてやむを得ずやつておりますが、御承知のようになつては特に少額でございまして、老後の保障でございますから、やめるか、もつと引き上げるということを考えていきたい、かように考えております。

○伊藤(よ)委員　いま一つでござりますけれども、現在の福祉年金の年齢の制限でございます。これは全体としてぜひ六十五歳くらいから、来年の改正などにおきましてはやつていただきたいと、いふことを強く御要望申し上げるのですが、ただ、今回でも、身寄りのない老人が六十五歳から老人ホームに入つておる例がござります。これは各所でそういうことがござります。その際に、七十歳以上の方は老齢年金が渡りまして小づかいがあるのに、六十五歳から入つた人には一銭も渡らないで、同じ老人ホームの中でたいへんみじめな思いをしているので、たとえ半分でもいいから、何とか渡るようになりますけれども、この改正はたいし聞くのでござりますけれども、この改正はたいしたことではございませんから、今回の改正の中でもできるのじやないかと思ひますが、これについてのお考へを承りたいと思います。

○山本(正)政府委員　いま先生から御指摘がございましたように、この問題は、生活保護を受けて入っている方々につきましてやはり同じような計算の取り扱いをいたしております。したがつ

て、生活保護を受けている場合に、七十歳以上につきましては正式の加算がある。ところが、六十歳から入つておる方々につきましては正式に加算されないと、ういうので、養老ホームでやりくりをしているという実情を私ども聞いております。確かに理論的には、拠出年金が六十五歳といつたままでその補完的な制度でござりますから、やはりその年齢を合わすというのが一つの考え方じやないかと考えておるのでございます。ただ、大きづばに申しまして、現在の給付額で一歳下げますと約二百五十億、こういった所要額になるわけでありまして、毎年制度を改善いたしたい項目がたくさんございまして、何に重点を置くかといふような点の関連もございまして、御趣旨の線に沿つてものを考えたいと思っておりますが、現状におきましては、ほかのほうの改善に力を入れなければならぬといふ事情がございまして今日のようないふな点の関連もございまして、御趣旨の線に沿つてものを考えたいと思っておりますが、現状におきましては、ほかのほうの改善に力を入れなければならぬといふことは言つてもはございません。問題は、現在大蔵省のほうで非課税の限度額をきめてしましては御指摘のような方向にものを考えるべきだ、かように考えております。

○伊藤(よ)委員　ぜひその点は、全額でなくとも半額でも、できるだけ早く、そういう老人ホームなどにいる人だけでも渡るような御措置を願いたいと思います。

最後に、この福祉年金の額を上げるという問題は、各委員から全部おつしやつたところでございまして、ぜひこれは上げていただきたいわけであります。特にこの福祉年金の中でも老齢年金というのが、非常にわずかな額でござりますけれども現在は、政府は一応予算編成の過程では総報酬制といふものをとつてきた。そうしますと、これらの社会保険の保険料がぐつと一倍半なり二倍程度に上がったということは、いわば国民生活の面から考へると、税というものを中心にして標準的な生計費なり免税点というものを割り出してきておるわけですが、老人から喜ばれておりますので、この点ぜひ、今できなくとも来年には大幅に福祉年金の特に老齢年金をお上げいただきますように強く御要望申し上げまして、簡単でございますが、私の質問を終わります。

○神田國務大臣　ただいまの伊藤さんの御要望については、十分考慮いたしまして、検討してまいりたいと思います。

○瀧谷委員長代理　瀧井義高君。  
○瀧井委員　国民年金法等の一部を改正する法律案について、先日御質問をいたしました残余の部分について御質問させていただきたいと思います。その前に、この前お願いいたしておきましたが、今回保険料の徴収が六対四から五対五に変化した、その理論的な根拠についての説明をいただきたいたいと思います。

さあ、瀧井君の説明をしていただきたいと思います。瀧井君は、まず第一に、この前の続きでお尋ねいたしたのは、税金と社会保険料との関係についてでございます。現在社会保険料というものは、所得から社会保険料の控除として差し引かれていますが、それはがいいとか悪いとか、きょうは言つてもはございません。問題は、現在大蔵省のほうで非課税の限度額をきめにあたつて、標準的な生計費というものを五十三万五千六百九十六円というようきめているわけです。これを基礎にして免稅点が五十四万四千二百円であつたかと思いますが、正確に言えば五十九円とついておつたかと思ひますが、きまつて三万五千六百九十六円というようきめているわけです。その場合に、今回厚生年金が改正をされて、千分の三十五が千分の五十八に政府原案はなつておつたが、それを修正して千分の五十五にいたしました。同時に、健康保険においては、政府は一応予算編成をするときには、当然それの額を占めさせておるわけですね。そこで、きょうは、ちょっとミクロのものを見てみたわけです。一体、ミクロにおける生計費、免稅点と、税はその中に位置を占めているけれども、これもさっぱり地歩を確立していかないですね。そこで、きょうは、ちょっとミクロのものを見てみたわけです。一体、ミクロにおける生計費、免稅点と、税はその中に位置を占めているけれども、これが税と全く同じなんですね。そうすると、こういうものについて、一体、税と同じ立場で大蔵省とものを言いあるいは主張して、標準生計費なり免稅点を出すときに考えたことがあるかどうかと、いうことです。これは、今後われわれが総合的な観点からものを考える場合には当然考えなければならぬ。ところが、厚生省の行政施策を見ると、先日私は非常にマクロな形で中期経済計画の中ににおける年金と医療の問題を出してみたけれども、これもさっぱり地歩を確立していかないですね。そこで、きょうは、ちょっとミクロのものを見てみたわけです。一体、ミクロにおける生計費、免稅点と、税はその中に位置を占めているけれども、これが税と全く同じなんですね。そうすると、こういうものについて、一体、税と同じ立場で大蔵省としたがって、この保険料というものは、いわば強制加入における強制保険料なんですから、性格は税と全く同じなんですね。そうすると、こういうものについて、一体、税と同じ立場で大蔵省とした、その理論的な根拠についての説明をいただきたいたいと思います。

○瀧井委員　おっしゃるように、保険料の性格とそれから税というものは、ほとんど同じような性格を持つておるわけでございまして、強制保険の保険料として考えますと、そういうふうな性格を持つておるわけでございまして、強制保険の保険料として考えますと、そういうふうな性格を持つておるわけでございまして、そういうことは、負担の面から考えますと、単に社会保障体系にある各制度の負担といふことでなしに、税制といふものを考えなければ、社会保障といふものは根本的に考えられないのじやないかと、いう御意見があるわけでございまして、それはまことにごもっともな御意見であるわけであります。ただ、現段階におきまして、それでは税制を立てる際に、社会保障の各費用負担といふものが

どういうふうに特別に配慮されておるかということになりますと、御指摘のように、各般の社会保険料控除、あるいはまた、社会保険的な施策の医療その他のにおける特別の控除というものが考えられておるということ以外に、特に税制との関係におきまして税制を立て、あるいは税制を変える際ににおいて保険料をどうこう、医療との関係をどうするという点について、税金の主税当局と厚生省との交渉というものはいままで持つておりませ  
ん。

がですか。

○船後説明員　問題は税の問題でございますので、私から責任ある答弁はできかねるものでござりますが、一般的に申しまして、主税局のほうで税制を立てます場合には、各種の社会保険料といふものを当然要素の中に入れて計算しておる、かように承知しております。詳しいことは主税局でないとわかりません。

うですかから呼んで、そこらあたりを聞かしていくんだ  
だきたいと思うのです。なぜかと言うと、一国の予算編成の姿を見て、ことしの予算が三百六十五日晴れ晴れ、三兆六千五百八十億八千万円、この予算だけでは財政需要をまかなうことができなかつた。なぜならば、税の伸びその他が昨年に比べて少なくて、昨年に比べて一二・四%しか伸びなかつた。一昨年から昨年にかけては、一二・二%だけ国の予算のワクは伸びたわけです。ところがそれを、財政需要に應ずるために、財政投融資というものでまかってきたわけです。だから、昨年の財政投融資は一兆三千四百二億円です。ことは一兆六千二百六億円と、二〇・九一割二分しか予算は伸びなかつたのだけれども、財政投融資は二割伸びた、こういう形になつておるわけです。それでも足りず、それで今年の予算編成はともかくとして、昨年の予算編成では、それでも足りず、そこで国立学校の特別会計

減収補てん償というようなものを出したわけでしょう。あなつてきておるわけです。そうしまして、ことしの一兆六千億に及ぶ、去年よりか二割以上増加した財政投融資というものの主たる財源は一体何であったか、重要な財源は何であったかと言ふと、国民年金なり厚生年金なりといふのですよ。こういう零細なものがその中の相当の部分を占めておった。しかもそれは、税金でまかなつてくる一般会計のまかないと同じ役割を、いまや日本の財政の中では演じておるのであるとの評価を——しかもこれは強制貯蓄と同じです、零細な金を集めののですからね。だからこれは、当然税と同じ観点でものを見ていかなければならぬわけです。いまや一般会計と財投というのは、その演じておる役割を見るにたいして変わらぬでしょ。そうしますと、財投の重要な役割りの中に重要な要素を占めている保険料というものを、やはり税と同じ観点からものを見てもらわなければ困る。ということは、もうちょっと下におろしていけば、それは一つのがまぐちの中から税を払う、滝井義高という一つのがまぐちの中から税を払い、保険料を払つておるという、こういう形ですから、したがつて、それを個人に帰着せしめていくと、集中的に個人を見ていけば保険料は税と同じだ。したがつて、生計費を考える場合にはこれを考えてもらわなければならぬ、こういう形になる。こういう形でいきますと、たとえば株の配当を受けて源泉徴収を取られてしまふと、それは一体所得控除にならうということも一つ言わせると、わがほうから国庫負担を一割とか一割五分出しておるぞ、今度は修正して二割出

したぞ そんなぜいたくを言うな、こう言われたときへっこむのではなくて、やはりこういう点をもう少し主張してみる必要があるのではないかと思うのですよ。税と同じように予算編成のときに見てくれ、財政投融資の大きな役割りをしておるじゃないかという点のペトーネンのしかた、強調のしかたが足らぬというのです。だから、ここらあたりをもう少し——これは新しい滝井理論なんだけれども、あなた方、もう少し考えてみる必要があると言いたいのです。どうですか。

○山本(正)政府委員 結局税の立て方というやうの、これはやはり最低生活費というものを考えてないわけではございませんして、間接税は別といたしまして、直接税は累進課税になつてゐる。保険料につきましては、どちらかといいますと、そういった最低生活費というものを考えて控除して、その後について保険料というものを考えてないわけではございまして、いわば生活費、生計費の中で保険料を払う、こういうことになつておるわけでございます。そういたしますと、問題といたしましては、理論的にはそういう理論ならば保険料の減免措置というものがあるべきじゃないかという議論にも発展するわけではございまして、この点は、そうするとまた逆に、保険料というのも累進的な保険料が妥当かどうかを要するにいま定率の保険料というものが常識になつておりますが、高額のものについては累進的な保険料が適当かどうかというようなことも検討しなければならない。税と同じ性質のものであると考えておきますと、やはり保険料の取り方も税と同じように取ることを考えなければならぬかどうか、こういった問題が起ころってくるんじやないかと考えられますので、滝井先生の御構想に対しましては十分検討させていただきたいと思います。

おるのであります。それは御存じのとおり、国民健康保険の被保険者四千二百万人の実態を見ると、所得九万円以下というのが二割二・三分あるであります。所得二十万円以下というのは五割三分くらいおるのであります。所得三十万円以下だったら八割近くになるであります。そうしますと、大蔵省が、御主人と奥さんと子供三人の標準世帯では生計費が五十四万円要ります。ところが、国民健康保険一千二百万の世帯の八割近くは所得三十万円以下だというならば、その中から医療費の値上がりと保険料を出すというならば、自分のからだをよくするためには自分の血と肉を抛出しているという、こういう矛盾が起こってきてるわけです。いまあなたの方の政策は、この矛盾を目をつけたままでいこうとしておるからこそ、こういうよう医療問題というものが非常に大きな問題になつてきている、ここなんです。結局生計費と生活費の中から保険料を出させようとして、しかもその上に保険料主義を貫く矛盾、無理というものが日本の医療を四面楚歌の状態にしてるということだと私は思うのです。だから、こらあたりのほんとうのヒューマニズムがあれば、こういうからくりをやめて、やはり社会保障をして、持てる者からは金をよけいもらう、持っていない人には安くする、保険料の免税をやるということが社会保障だと思うのです。そうしなければならぬことをやつてなくて、血と肉を抛出させて日本の医療を守ろうとしているところに、実は日本の疾病構造が改善されない根本的な理由があると思うのです。これはそのことを医療でいえば非常にわかりやすい。年金というものは非常に長期だからわからぬだけなんだ。しかしそれは公害と同じです。公害と同じように、いつか窒息をしていますよ。この空気の悪い東京に三代にわたって住んでごらんなさい。いつも私が言うように、腰がこんなものになつて赤ちゃんを産めませんよ。そうしたら、いなかから生きのいい若いのがやつてきて天下を取っていくわけだ。だから新陳代謝が非常に激しくなつて赤ちゃんと産めませんよ。そうしたら、いなかから生きのいい若いのがやつてきて天下を取っていくわけだ。だから新陳代謝が非常に激しい。それは、東京をぶるさとする都民にとって

は一つの悲劇なんだ。悲劇というよりも喜劇かもしれない。もう少しそういう点は、いまのようになり計算から保険料を出すという理論を、私はこの際排除する必要があると思う、税と同じように。やはり私は、それを考えてもらう必要があるんじゃないかというのですぐね。それでは、それはしばらくちょっとおいておきましょう。

と思うのです。大臣や山本さんは言っておられるのかもしれない。もちろん、どこからか出るからこそNHKは言うので、一体それほど具体化してゐるならば、妻というものはどういうものと見て、どうしようとするのか。

た妻の加算なりあるいは遺族年金の立て方といふものを根本的に考え直さなければいけないと、いろいろ問題はあると思います。その意味におきまして、単に社会的に妻と夫との関係をどう考えていくかということを簡単に割り切るということよりは、やはり法的的にどう扱っていくかということにならなければならぬと思うのでござります。その占

○滝井委員 そのとおりです。だから、どちらも保険事故です。そうすると、労災も労災の保険事故で、厚生年金も厚生年金の障害年金の保険事故であります。国民年金におきましては、本人が国民年金の被保険者として保険料を納入しておった。別々の制度になつておりますから、したがつて一方は夫の死亡という厚生年金の保険事故であり、一方は国民年金で本人が老齢に達して受給期間を満たしたという保険事故、それぞれの体系による事故としてそれぞれ年金をもらえる、こういうことになつておるわけでございます。

そうすると、昨日から妻のことからしない問題になつておりますが、あなた方は、妻というものを夫に従属をしたある一定の経済的需要を持つた人間として見るのか、それとも夫の半身として、夫の所得に貢献をする人と見るのか、すなわち夫が百万円の所得を得るならば、少なくともその半分は妻の内助の功によつて得たと見るのか、それとも全く夫の付属物として見るのか、ここがやはり妻の年金の立て方の根本論になつてくるわけですね。どっちといままで見てきたのか。国民健康保険では、妻というものは独立のものとして見て

ましても、どういうふうに見ているか、どういうふうに見るべきかという基本的なものの見方と、うものにつきましては、確かに御指摘のように、厚生年金と国民年金の構成上の立て方が違つておる、そこに一貫性がないじゃないかという御議論

○滝井委員 時間がありませんから、妻のことはもう一つ、これでやめますが、御存じのとおり効率者の妻は国民年金に任意加入です。その妻が国民年金に任意加入しておった。ところが、夫が災害でぼっくりなくなつた。そうすると、妻には満

きているわけです。厚生年金では、これはもう全然ネグレクトされてしまっているのです。夫の半身でもないし、一個の経済的な需要を持つ人間とも見ていよい。厚生年金では妻をどう見ておるのかさっぱりわからないです。あなた方が今後来年度の厚生年金を立てられるにあたって、二、三日前から盛んにラジオでは――ここでは見ざる、聞かざる、言わざるのつんばみたいなふりをして言つておるけれども、ラジオではどんどんやつておる。私ちょっと書いてみたけれども、昭和三十六年から拠出制が始まった。二十五年したら月に二千円の金を差し上げる。今後の改正は、六十五歳からもらう場合には倍にする、二十五年で四千円にしたい、四十年で七千円にしたいというようなこと、それから三十四歳までの百円、三十五歳以上のお五十円の保険料は倍にするということをやることをじやんじやんラジオやテレビでは放送しているわけだ。それで、厚生者はいまやこういう方向で検討に入ったなんと、いうことをラジオでは言つておる。これはN.H.K.が言つておるのだから、どこからニースを持ってきて言つておる

もあると思います。ただ從来は、やはり妻と夫といふものにつきましては、一體的に見てきておつたということが言えるじゃないかと思います。しかししながら、今日の社会情勢におきまして、そういう見方だけでいいのかということによりまして、さらに掘り下げが行なわれる、そういうところから、妻の座というものが議論になってきているのではないかと思ひます。厚生年金におきましても、たとえばこれは二つの問題があるわけでござります。年金制度については、一つは、夫と妻とが老齢になつた場合に個々の別々の年金を考えるか、それとも夫の年金というものを中心にして妻の扶養加算といいますか、そういったものを夫婦の生活の実態を見て考えていくか、あるいはまた遺族年金という制度がございますが、その際において、夫が死んだ場合には、妻に夫のものを遺留下す、年金が支給されるというような立て方というのを外國の例にもあるわけございまして、そういう

○族年金がきますね。ところが、いま国民年金に事が加入しているのですけれども、まだ年年の受給が発生してない。しかし、これが何年かして発生したときには、厚生年金の遺族年金と国民年金が併給されますか。

○山本(正)政府委員 厚生年金の遺族年金の受給者である妻が、本人の保険として国民年金の受給期間を満たして一定の年齢に達すると、本人の国民年金とそれから厚生年金からの遺族年金と両方とももらえるわけでござります。

○遠井委員 そうするといままでは厚生年金と災害とが併給をする場合には、国の負担分と事業主の負担分とを削除してやるわけでしょう。そうすると、今度その理論がおかしくなるのです。どうしてそれを削除するのか、どうして制度が違うのを併給しないのか。厚生年金と国民年金の妻の場合には併給ができるのに、労災と厚生年金と、どうしてその満額の併給ができるのかということになります。

○山本(正)政府委員 これは各年金の体系が別々であるために、厚生年金におきまして夫が死んだ場合に併給ができるのかといふことになります。

分は排除するという理論が労災と厚生年金にはあるのでしよう。それといまの理論、その理論からいくとおかしくなる。だから、こちらあたりは非常に観念の混淆があるわけです。ある場合はいま言つたようなことをやるし、ある場合は併結して持っていくということになるから、こちらあたりをもう少し整理して、すっきりしたものにしないと問題になつてくるということを言つておるわけです。ところが、その糟糠の妻も、離婚したらとたんに二分の一が消えちゃう。もう親も子もみんななくなつた、自分一人だ、老後がさびしいから、お茶飲み友だちでどこかにひとつ縁組みをしようなどいうとたんに、これは消えてしまうのだ。糟糠の妻でも山内一豊の妻でも、とにかく川内一豊が死んだ翌日に離婚したら、それでもうだめなのですね。歴史に残る人物でもだめだ、こういうことになる。こういうところも、何かちょっと一本抜けているような感じがするのです。それで再婚したとかなんとかいうのじゃなくて、再婚も何しなくて離婚した場合だってだめなのです。だからね。それで非常に経済的にどうにもならない

分は排除するという理論が労災と厚生年金にはあるのでしよう。それといまの理論、その理論からいくとおかしくなる。だから、こちらあたりは非常に観念の混淆があるわけです。ある場合はいま言つたようなことをやるし、ある場合は併結して持っていくということになるから、こちらあたりをもう少し整理して、すっきりしたものにしないと問題になつてくるということを言つておるわけです。ところが、その糟糠の妻も、離婚したらとたんに二分の一が消えちゃう。もう親も子もみんななくなつた、自分一人だ、老後がさびしいから、お茶飲み友だちでどこかにひとつ縁組みをしようなどいうとたんに、これは消えてしまうのだ。糟糠の妻でも山内一豊の妻でも、とにかく川内一豊が死んだ翌日に離婚したら、それでもうだめなのですね。歴史に残る人物でもだめだ、こういうことになる。こういうところも、何かちょっと一本抜けているような感じがするのです。それで再婚したとかなんとかいうのじゃなくて、再婚も何しなくて離婚した場合だってだめなのです。だからね。それで非常に経済的にどうにもならない

分は排除するという理論が労災と厚生年金にはあるのでしよう。それといまの理論、その理論からいくとおかしくなる。だから、こちらあたりは非常に観念の混淆があるわけです。ある場合はいま言つたようなことをやるし、ある場合は併結して持っていくということになるから、こちらあたりをもう少し整理して、すっきりしたものにしないと問題になつてくるということを言つておるわけです。ところが、その糟糠の妻も、離婚したらとたんに二分の一が消えちゃう。もう親も子もみんななくなつた、自分一人だ、老後がさびしいから、お茶飲み友だちでどこかにひとつ縁組みをしようなどいうとたんに、これは消えてしまうのだ。糟糠の妻でも山内一豊の妻でも、とにかく川内一豊が死んだ翌日に離婚したら、それでもうだめなのですね。歴史に残る人物でもだめだ、こういうことになる。こういうところも、何かちょっと一本抜けているような感じがするのです。それで再婚したとかなんとかいうのじゃなくて、再婚も何しなくて離婚した場合だってだめなのです。だからね。それで非常に経済的にどうにもならない

というなら、今度は生活保護にいきなさい、でありますからね。そこらあたりもちょっとと考えてみる必要があるのじやないか。いろいろ制限をつけてもいいですが、何か考えてみる必要がある。糟糠の妻で鏡の裏から金を出したけれども、夫が死んでしまったら、あとは何もなかったということでは何とか問題がある。内縁の妻でも、事実婚姻関係に入つておるならば妻でよろしいのだという割り切り方を一方ではしている。しかし、ただ戸籍面から抜けたということで、結婚も何もしなくとも、それだけでこれはだめになるというところは、これはバランスがとれていない。だから、そこらのバランスについて、妻を論議する必要があるというう点です。どうですか、そこら。

○山本(正)政府委員 実は今回の厚生年金の改正法で遺族年金の妻の年齢制限等を撤廃せましたので、それと関連いたしまして、いま先生の御指摘のような理論が審議会に出たわけでござります。若い妻でも遺族年金が出来るということになりますと、二十年の糟糠の妻が離婚されて、若い妻が来て二、三年で遺族年金をそちらのほうがもらうということはおかしいじゃないかという議論が実はあったわけでございます。

それにつきましては、一つの考え方をいたしましては、その死んだ夫との在籍期間と言つてはおかしいのですが、一緒におつた期間の比例によつて遺族年金を分けるといったような考え方も一つあり得るわけでございます。そういう点は十分検討を要すると思います。

○滝井委員 なかなか人生の機微なところがありますから、この問題については相当研究してもらいたい。戸籍に入つておらぬ者でも事実婚姻関係にあればいいという、これはなかなか粹なさばきですよ。その粹なさばきをこの年金というものはやっておかぬとあとから恨まれるのだから、山本さん、後世恨まれぬためにひとつ粹をきかせておいていただきたいということです。

次は、先日ちょっと山村新治郎君が質問をしたのに幾ぶん重複しますけれども、一、三點聞いて

おきたい

おきたい。

現在、国民年金の給付内容が非常に悪い。もちろん拠出制も悪いし、無拠出制も悪いということである。自主的にこの国民年金に加入しようという人が少ない。かねや太鼓で、大がくんくんと鼻を鳴らすようにさがして回って、どうぞ加入してくださいといふことでない、自主的になかなか入つてこないのでですよ、現状は。これを一体あなたの方としては、どういうよにして自主的に加入する態勢をおつくりにならうとしておるのかということです。しかも高額所得者は、四十年かけて五年の据え置きをして、はるか霧のかなたで三千五百円くらいももらつたつてしまふがいいかと、いって、魅力を喪失している。いわゆる負担能力が十分ある人は魅力を喪失し、そうでない人は、さいぜんから言うよう日に々の生活に追われて、みずから血肉を抛出しなければならぬ年金なんだから、もうそんな血と肉を抛出する気はありません。はるかかなたの四十五年よりか、いまだとういう形です。これはサルの心境ですよ。夕方四つもらうより朝三つのほうがいい、サルの心境です。そういうサルの心境になつてゐる国民を、あるいはお金持ちの魅力を失つてゐる人たちを、一體どうして年金に結集しようとするのかということです。それについて具体的に、あなた方は何か考えておることがあるのか。

○実本政委員　何といつても国民年金は地域保険でございますから、地区組織、地区に根をおろした組織、民間組織を通じて自発的に組織に参加させると、いふ対策を推進してまいつておるわけでございます。で、現在全国にそりいふ組織を、約二十五万ばかり市町村別に組織いたしております。こういった民間の組織活動、地区組織を通じまして被保険者が自主的にこの制度に乗つてくるよう、制度の普及、宣伝あるいはそりいふ制度の効果を説いて回るというふうなことで、そういう民間組織活動を主として使って育成してまいつておるわけでございます。それから、もちろん地方住民一般の福祉をはかります役目を持つま

保険者の適用推進対策というもののやつておりますが、その二本立てで被保険者の取得に努力いたしております次第でござります。

〔濱谷委員長代理退席、井村委員長代理着席〕

○濱井委員 そうすると、二十五万の民間の組織と市町村の組織ですね、簡単に言うと。その二本立てでやっていく。それはしばらくそこへ置いておきましょう。そういうことで加入意欲をそそるというけれども、そういうことは、現実の姿を見ますと無理やりに徴収していくのですね。

私がある草深き川の上流の谷間の中に入つてみた。ぱらぱらっと家がある。その町内会長さんという人が——これは自治体の末端組織、昔の町内会ですから、それでは区長と呼んでいる。実は先生、わしたちのこの谷間の草深いなから、一回に国民年金の保険料として現金を四十万円ずつ持つていくのじゃと言うわけです。そうすると、おそらくそれは二回か三回に納まるのでしょうから、一年に百万か百二十万は持っていくらしいです。これが先生、なかなか集めるのがたいへんでござります、そしてこの貧しい部落で編社年金なんかもらってる人はほとんどおりませんといいます。それで現金を持つてかかるばかりで、われわれ百姓は一日十円の金を使うのでも惜しんでおるのに、この金を四十万、五十万と持つていかれるのは、ついていきたいようだ、こういう説明をしておった。こういうように、ついていきたいような金を取られておるという姿があるわけです。そこで、それをそういう形にしないで、ためにはどうするかということが、今後社会保障の灯を國民の中にいくためには非常に必要だときたいと、七重のひざを八重に折つてお願ひいたんですね。

そこで私、もう少し突っ込んでいくことになるのですが、そうすると、そういうことをそれほどまでに苦心をしていいっているのに、一休国は事務経費を幾らやっているのかということです。すでに国民健康保険では二百八十八円の事務費をいたしましたが、その二本立てで被保険者の取得に努力いた

のだけれども、なかなか納得した。それで、ようやく百五十円を二百円に上げた。それも、何か百七、八十円まではやつておったのだけれども、それが二百円に上がるのも、なかなか、富士の八合目まで行って、あと二合登るのものどうだかということで、苦心慘憺としてようやく二百円になつた。しかも現実は三百円か三百四十円にいっている。こういう問題が一つある。それから、国民年金の事務費は、三十九年は百三十円、ことしは三十五円上がりて百六十五円ですとか、今までマクロでいけば二十七億円、それが三十三億円程度になつたことになるわけですが、それで一体いま言つたような二十五万の組織を動かし——二十五万の大軍ですよ、昔の日本の師団に相当するわけだ。山本年金局長は、いわば三軍の司令官ですよ。二十五万の組織を動かし、全国三千有余の市町村の末端組織を一体三十三億で動かすことができますか。

○ 実本政府委員 いま御指摘の事務費の問題でございますが、先生のおっしゃるように、市町村の持ち出しというものが非常に多いのだという訴えがございぶんきております。その実情も、われわれのほうもいろいろ調査いたしております。とりあえずこの四十年度におきましては、一人当たりの単価といたしまして、大幅に、三割近い増額をはかったわけだと思います。そのほかに売りさばき手数料というものを八億ばかり計上いたしておりまして、これも相当役に立つておると思います。ですから、事務費三十三億手数料八億、合わせまして四十億という金をそいつた活動費に市町村その他に出しておるわけでございます。

○ 滝井委員 私、いろいろ具体的なとあげたいのだけれども、十二時までと言つておるから……

市町村の年金事務が非常に支障を来たしつつある。それから、先ほど私の質問であなたがお答えになつたように、やはり新しく二十歳になつた者をどう把握するか、特に都市における適用漏れの被保険者を完全に適用させていくという二つが、

○**滝井委員** そうすると、厚生年金と健康保険の事務費の予算の説明をちょっと見てください。

あなたのほうで、三月三十一日、全国の一齊調査をおやりになつたわけですね、国民健康保険の台帳とかいろいろ調べて。市役所に行つてみたら、やつております。やつておるけれども先生なかなか能率があがりません、こう言うわけです。その能率をあげようとすれば、百六十五円ぐらいの事務費では足りません。もう百円とか百五十円足さないと足が出てどうもかなわぬ、こう言つておる。新規加入者はみずからどんどんやってくるわけではないので、成人式があつたら国民年金に加入してください、こう言つてやる。ところが、いまの若い人は、こんなものに魅力をちつとも持つておりません、四十年先のことでは魅力を持たないですよ、だから実に事務がたいへんです、こう言つうわけです。縱に首を振つておるのだから、そのとおりらしい。私は時間がないからあれしませが、そうすると、一体あなたの方のほうで、ことしの保険料の収入を確保するために、給付の事務費も含んで事務費を国民年金は幾ら出していいか。同時に、厚生年金と健康保険は社会保険出張所でやつておるわけですね。片や国民年金は市町村を中心によつていて。もちろんこれは、県の保険課からずっと、社会保険出張所は一応経由する形はあるけれども第一線は市町村、厚生年金と健康保険の第一線は社会保険出張所。そうすると、この保険料をあなた方が取るために、どの程度の事務費を使っておるか。できれば健康保険と厚生年金との事務費、それからあなたの方の事務費と、ちょっと比べてみてください。

○**実本政府委員** いま手元でわかつておりますのは国民年金についてだけでございますので、国民年金から申し上げますと、先ほどの三十三億八億足しまして四十一億と、そのほかに人件費でござります社会保険事務費、それが約三十二億、合わせまして約七十三億の事務費が必要でござります。

○山本(正)政府委員 保険序の予算でござります。が、厚生年金の事務費系統の合計額は、昭和四十年度予算で約二十三億円になっております。健康保険はこれよりも少し多いと思います。

○滝井委員 そうしますと、健康保険と厚生年金は同額、あるいは二倍の四十六億と踏んでも七十三億にならない。これが大事なところです。一体これは何を意味するかというと、結局百円とか百五十円の金を取るために、七十三億の金を使つておるということでしょう。そうすると、拠出制の国民年金の保険料の総額は幾らですか。

○実本政府委員 二百六十四億であります。

○滝井委員 二百六十四億の金を徴収するのに七十三億使うのです。これは一体何を意味するかということです。非常に年金の資金コストが高くなつておるということです。これを大臣、よく覚えておいていただきなければならぬ。

そうすると、厚生年金と政府管掌の健康保険を見てごらんなさい。健康保険でも二千八百億円ペースくらいの療養費になるでしょう。それから厚生年金だって、ことし財投を持っていくのだけでも三千二百六十億でしよう。これは給付を引いた残りですからね。そうすると、片方は五千億とか六千億の金を取るのに七十三億以下でやるのであります。片方では二百何十億の金を取るのに七十三億かかるのですから、したがって、ここに厚生年金の資金コストと国民年金の資金コストの間に月と月の差があるということです。これはさいぜん私が指摘したように、結局魅力がない。財方のないものを、小林さんがきのうも言っておったように、水べに引いてきて水を飲ませようとするから、結局事務費がよけいに要るわけです。

そこで、これは船後さんに伺いたいのですが、船後さん、いまの実態のとおりです。たつた二百六十四億取るのに、七十三億の金を打ち込まなければならぬ。少なくとも四分の一は経費にいってのものですから、こうなると資金コストは非常にだめになる。そこで、これは大蔵省の政策がどうい

うことかと言ふと、一文惜しみの百文失いにかなつておる。だから、この際ほんとうに年金を確立しようとするならば、思い切つて年金の事務費をまず二、三年だと入れる。そうして国民的に年金のムードを一ベンわかしてしまう。国民年金に対する制度の改革もやらなければならぬが、これに対する認識と将来の展望というものを国民の中に入れて、そうしてその徴収組織を確立して、なんだん経費をぐつと減らしていく、こういう形をとらないからだめなんです。初めから百円とか百二十円とか百三十円とか百六十円、まるっきりさいいの川原の石積みみたいに一つ一つ積んでいくで、一つくずれるところががらがらと石がくずれる、半やり直す、こういうことでは国民年金の前途はない、こういうことです。こういう点について、これは私ちょっと盲点をついたわけですよ。大臣、一体これをどう考えるか。二百六十四億の保険料を徴収するのに七十三億も金を入れておったから、一体年金としてうまくいけるか。いけない。資金コストが非常に高くなつてだめになる。あなたのこれに対する考え方伺い、同時に、大蔵省を代表して船後さんの考え方伺いたい。厚生年金と健康保険とは、五、六千億の金を取るのに七十三億以下でやれる。同じ被保険者であるということには変わりがない。ただ、それが労働者であるか農民か——もちろんそれは、賃金で取るか個別に取っていくかという違いはあるのですけれども。だから、それだったらやはり金を少し入れて、組織を確立せぬといかぬと思うのです。これはひとつ大臣の見解を伺いたいし、船後さんの見解も伺いたい。できれば先に船後さんの見解を伺いたい。

うなニユアンスがあるのでございます。厚生年金制度におきましては、これは被用者の保険でござりますから、事業主が徴収事務をやるという関係があるのでのに対しまして、国民年金におきましては、個々の自営業者その他に対しまして、市町村が一々手間をかけて保険料を徴収するというところに根本的に相違があると思います。ただ、現在、御承知のように三割程度のコストがかかり、いう点につきましては、これは国民年金の給付水準が低く、したがつて保険料が低いのに対しまして、保険料の徴収は、やはり一人頭絶対額がかかるというところにあると思います。今後国民年金は、国民経済の進展につれまして当然レベルアップをしなければならない、そういうことになりますが、事務費のほうはそれに比例して上がるわけじやございませんので、こういったコストの比率というものを逐次改善していく、かようにも考えておりますけれども、これは非常に頭の痛い問題でございまして、今後とも、先生の御意見もございますし、十分検討してまいりたいと思っております。

○ 福田国務大臣 いま滝井委員のお尋ねございまして、大蔵省の船後主計官からお話をございましたが、全くそのとおりでございまして、これは一つの企業体と見たら問題にならぬと私は思いますが、こういうやり方をするとするやるということは、われわれ多少でも企業的な考え方を持っておる者から言いますと、いま滝井さんの言われた感触と全く同感でございます。そこで問題は、国民保險はやはり持続していかなければならぬ、そうすると、いまの事務費を一括低減できるかと言ふと、低減はできないと私は思う。むしろこれは増加の傾向にあります。それからもう一つは、保険料をたくさん増徴の余地があるかと言えば、これもなかなかむずかしい問題でございます。いろいろ総合判断して、いま主計官の答弁もありましたように、厚生省といたしましても十分検討いたしまして、大蔵省とも相談して、滝井氏の意見等について私はもう全く同感の点もありますので

善処したいと、かように考えております。

○滝井委員 私、一、二問ありますけれども、大臣はもうけつこうです。

それなら、さいぜんちょっと、市町村が相当の持ち出しをやつてあるということだが、一体市町村は三十九年度幾ら持ち出しましたか。

○実本政府委員 三十九年度におきまして、市町村の持ち出し分が、こちらの二十七億の事務費の交付に対しまして、市町村の現用額としまして五十四億というものが出ておりますから、差引き約二十七億ばかり、ちょうど半分ばかり持ち出している、こういうふうな現状になつております。

○滝井委員 そうすると、船後さん、結局百円が二百六十円でなければだめだ、こういふ形です、二十七億同じ額持ち出しておるのだから。ただし、ことしは人件費、事務的諸経費が上つておるのだから、百六十五円ではだめなのであって、三百三十円程度なければだめだ、こういふ形になっておるわけですね。国民健康保険も同じです。だから、両方からやるわけですから、市町村としては国保の事務をやり、年金の事務をやっておるから、どちらが一体緊急かと言うと、医療のほうが緊急になるのですよ、いますぐの問題ですから。だから、これはあと回しになつてかまわないので、だから一体、今度はどういうところにそれがしわになつてあらわれてきたかと言つて、それが今度は、私がいまこれから質問するところにあがつてきている。昨年われわれは法の改正で、重度精神薄弱児扶養手当の改正をやつた時、あなた方はこの対象者、二十歳以下の重度精神薄弱児は三万人おります、こういうことだった。一体これはいま何人申請が出ているか。それからいま一つは、三十九年に精神と結核の内臓疾患を入れた。今度は福祉年金においても障害年金等の支給範囲を拡大をして、精神薄弱児を入れることになつてゐるわけです。これだつて相当のややこしい診断書等も要るわけです。まあことしのこととはとにかくして、過去のことを見ればことしもわかるわけあります。そこで、一体現在ま

でに、昨年改正した結核、精神の内部疾患の障害者の判定事務といふのはどういうように進捗をしているか、この二点を教えてもらつてみればわかるわけでしょう。

○竹下(精)政府委員 重度精神薄弱児扶養手当金の認定状況でございますが、四十年の二月末現在におきまして受け付けました件数が一万六百七十三件ございまして、その中で受給という決定をした数が六千八百四十四件でございます。

○実本政府委員 福祉年金のほうに、いま障害年金の拡大といたしまして内部疾患を入れました。精神、結核の内部疾患につきましては、予定で両方合わせまして六万人という数字を踏んでおりましたが、それに對しまして四十年の三月末に受け付けております件数といたしましては、約一万六千件であります。

○滝井委員 私、ほんとうはこれは大臣にちょっと聞かしておきたかった。福祉年金で精神、結核等に、すなわち内部疾患まで拡大をして六万件程度あると言つておった。ところが一万六千。それから重度精神は、池田内閣総理大臣以来あれだけかねや太鼓で国民的にアピールをしたはずなんですよ。ところが、決定したのは六千八百四十四件ですから五分の一です。それは受付は一万六百七十三件ですから三分の一。それにしても少ないです。あれだけかねや太鼓で、「中央公論」にまで水

上絶氏が書いてくれた問題でさえもこの程度であります。ここで、税制課長さんに来てもらつています。そこには、結局策をやつて、自由民主党さん選挙のときのにしきの御旗に掲げたのだけれども、国民への徹底はこれだけしかしてない。金をもらはうで徹底していないのだから、いわんや出すほうにおいておやである。これはやっぱり国民年金の魅力といふものに對して国民が無言のレジスタンスを示しておるという証拠です。そんなちやちな金はもらわぬとは言わぬけれども、やはり無言の抵抗を示している。そのことは、裏返してみれば、いわば年金を確立する保険料の徴収といふものがいかにイバラの道であるかということを示している。ただで金をくれるほうでさえ

もが三分の一か五分の一しか出でこないのでから、いわんやそれを今度取るはうになつたらいいならないということです。その点についてはやはりへんなものだということになる。だから、ここらあたりで何か大きな刺激を与えて年金制度の確立の道を開かぬと、来年になつてあなた方が五年に

一回の改正だといつてやつたところで、国民は踊らなければならぬ。実態がこれ

を示しておる。その点は十分御配慮を願つて、事務的な経費を市町村に負担させるのなくして、もう少し思い切つて来年度の予算においては三百円くらい入れて——それを私は五年も入れると言いません。二年なら二年、三年なら三年でいいですから、市町村に、とにかくこれは自分で全額やりますから徹底してくれといふのを一べんやってみたらどうですか。そのくらいのことをやらないと、これは百年河清を待つにひとしい状態になりますよ。そのことは、年金に対する新しい農村の労働力は、きのう農林省が発表したのを見ても七十七万人も出でていているのですから、もう抜き手はどんどん出でていって、いなくなつちやう。きょうわざわざ船後先生にも来てもらつて聞いておるというのは、そういうところなんです。ただ来てもらつただけじゃない。それを十分聞いてもらつて、やはり予算編成は緩急自在に重点的に持つていくということにしてもらいたい。

い。

そこで、税制課長さんに来てもらつていますが、税金と保険料の関係です。あなたのほうで先日、国民の標準的な生計費といふものを五十三万五千をもらはうで徹底していないのだから、いわんや出すほうにおいておやである。これはやっぱり国民年金の魅力といふものに對して国民が無言のレジスタンスを示しておるという証拠です。それをおきめになるときに、一体社会保険料といふものを考慮に入れておきめになつたのかどうかといふことなんですね。

○山下説明員 ただいま御指摘の五十三万何がしの標準生計費は、食料費からエンゲル係数をもつて算出いたしております。その点につきましては保険料の問題は出てまいりませんが、五十四万円の計算の場合には、社会保険料は幾らといふことは一応計算の中に入れて計算いたしております。

○滝井委員 そうすると、答弁が食い違うことになる。山本さんのほうは、これは生計費の中から出すのだ。だから、五十四万の中から出すのですよ。あなたのほうは、それは考慮していると言ふから、そうすると、社会保険料は差し引いて五十四万というのが出でることになる。両者食い違つてます。

○山本(正)政府委員 ちょっとと先生の誤解があると思います。私、あの御質問に対しましては、理論的な考え方としてはこういうことになるのじやないか、ということを申し上げたのでございまして、五十三万円につきまして、標準生計費について主税当局と厚生省と打ち合わせの上つくつたものじやない、かようにお答えしたつもりでございまます。

○滝井委員 そのとおです。だから理論上は、あなたは生計費、それから生活費の中から出すことになりますと答えておる。それじゃ血と肉を出すことになるじゃないかと私は言つておる。そうでしょう。そうすると、いまのこちらは、五十四万の免稅の限度をきめるにあつてはそれは考慮に入れている、こうおっしゃるのです。

い。

○山下説明員 ちょっと私の説明が十分でなかつたと思ひますのは、五十四万円の計算のときには、一定の金額まではこれこれの社会保険料を控除しておるものとして計算しておるということでございます。五十三万を計算する場合には、もつぱら食料費は計算いたしまして、その余のことはすべてエンゲル係数ではじいたということでござります。





も、また委員会の各委員もお互いに確認をしたわけでございます。そのような不合理について、私どもは、当委員会としてぜひ今回修正をいたしたいたいと考えておりますけれども、いろいろの事情もございまして、来年度改正案のときに、政府がぜひそういう点を入れて改正案を出していただかずつ申し上げてみたいと思います。

まず第一に申し上げてみたいことは、配偶者所得制限の問題であります。配偶者所得制限は、御承知のとおり、この制度の中に老齢福祉年金と障害福祉年金においてそういう項目がございます。それからいわゆる世帯所得制限といわれる扶養義務者の所得による制限というもののほかに、まん中に配偶者所得制限というものがあるわけでございました。本人所得制限は、本人が現行では二十万の所得があれば、扶養家族があるときは少し加算がござりますけれども、基本的に一人の場合には、そのような収入があるから所得保障は必要度が少ないのではないかということで、一応いましておるわけであります。将来においてはこういうものは、全部撤廃されることが望ましいわけでございますが、現在においては、そういう理由のもとについております。またいわゆる世帯所得制限といわれる扶養義務者の所得に関係する制限は、その世帯の中で、いまだたら六十一万ございますか、そのような、五人平均でそのくらいのものがあるから何とか暮らしていくから、國家の費用の関係もあるからそういう老人にはしばらく遠慮しておいてもらおうということで、こういうことがついでをおるわけであります。非常に残念でございまして、これは全部撤廃すべきだと思いますが、全体の予算の関係で段階的に、現時点でこれが少しへ度緩和されるようでございますし、非常に残念でありますけれども、それをいいますぐ全部撤廃することの案を出されない政府側の事情もわからぬではありません。しかし、どう考へてもわからぬことがありますけれども、それをいいますぐ全部撤廃するのではなくて、私はかように考えております。お述べになりましたことにつきましては、私はまことに社会保障をやり、文化国家をつくるのだというたてにございません。私もまたそぞろにごもつともだと思つております。私もまたそぞろに死に別れて、年とった連れ合いが一生懸命働いてやつと暮らしているそのおばあさんに、全体の収入度が少ないのに支給されない。このような不合理なものは世界じゅうにないはずでございますから、これはぜひ撤廃すべきだと思うわけです。厚生大臣はぜひ次の、来年出る改正案の中において、これを撤廃する内容を具体的に盛つていただき御決意を当然していただいていると思うわけでございますが、そのようなことについて、前向きな、明確な御決心のほどを御披露をぜひいただきたいと思うわけであります。

○八木（一委員） 厚生大臣の御熱心な御決意を伺つて、関係者が非常に喜ぶだらうと思ひます。私も非常にうれしゅうござります。

さらに、似た問題でございますが、夫婦受給制限という問題がございます。これは夫婦のおじいさんとおばあさんが両方とも七十歳以上の年齢で、そしてその他本人所得とか世帯所得の制限がない、停止要件がないという場合に、両方の福祉年金を満額支給するのが当然だと思ひますが、残念ながら現行法では、そのおじいさん、おばあさん二人に支給するときには、その金額を減らさといふ規定がござります。これは非常に不合理だと思ひわけございまして、ぜひこの夫婦受給制限というこの条項を来年の改正案において撤廃していただきことについて、前向きの熱心な、ひとつはつきりとした御決意のほどを伺つておきたいと思ひます。

○神田国務大臣 この点も私、八木委員のお述べになりましたことに全く御同感でございます。しばしば私の意見も申し上げてございます。来年は

衆議院社会労働委員会の決議が行なわれましたときには、それを絶対に尊重して、急速に実現をするという点について、厚生大臣として、また閣僚、国務大臣として全面的に熱心にやられる、総理大臣、大蔵大臣もそのようにやられるというふとを、厚生大臣として、あるいは総理大臣や大蔵大臣のかわりという気持ちも含めて、そういう問題に取り組むという、ひとつ前向きの御決意を聞かしていただきたいと思います。

○神田國務大臣 どういう附帯決議がつくか、まだ拝見しておりませんから、私その内容については何とも申し上げかねますが、しかし、いまお述べになりましたように三党一致でお出しになる、こういうことでございます。三党がかたい決意をお持ちになつて政府を鞭撻されるわけでござります。政府といたしましては、これは院議尊重でござります。佐藤内閣は院議尊重を方針といたしておられますから、十分ひとつ尊重いたしまして御期待に沿いたい、かよう考えます。

いう考え方であるということを申し添えまして、来年度の改正にあたりましては十分ひとつ努力いたしまして、そういうような趣旨をひとつ貫いてまいりたい、かよう考へております。

○八木(一)委員 ほかの問題と一緒に御質問し、一緒に御答辯になりましたのでややほやけた形がございますから、もう一同申し上げておきたいと思いますが、配偶者所得制限については、来年度の改正案においてこれを撤廃することを入れた改正案をぜひ提出される、そうなさるべきであると思うわけであります。それについてひとつ前向きな、明確な御決心のほどを承っておきたいと思うわけであります。

○神田国務大臣 はつきりお咎えしたつもりでございますが、そういうふうにお聞きにならなかつたようございますから申し上げます。私はまことに御同感である、はつきりひとつそういうような処置をとりたい、こういうことでござります。

ひつ皆さんの御支援を得て撤廃したい、こういふふうに努力いたします。

○八木(一)委員 この年金法の改正案について、自由民主党の先生方も、日本社会党の同僚の先生方も、民社党の先生方も非常に熱心に考へておられます。そういうことで、三党共同のいろいろの附帯決議その他が出されるよう伺つてゐるわけでございます。それについては、当然その後において政府側の所信を御発表になるわけでありますけれども、それは非常に明確な意思を御表示願いたいと存じますとともに、この委員会のほうで、このように自由民主党や日本社会党や民主社会党が熱心にしたことは、それで確信を持ってそういう定義をしたことについては、もう絶対にそれが実現されるような、また実現していくべくべきだらうと思います。國公を尊重し、社会労働委員会を尊重した行動を政府がとるべきであると思ひます。厚生大臣はこの問題に非常に御熱心でござりますから、万々その点心配ないと思ひますが、

いたしました。

こと。

○松澤委員長 次に、討論に入るのあります

が、別に申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

内閣提出の国民年金法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松澤委員長 起立總員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○松澤委員長 この際、山村新治郎君、八木一男

君及び吉川兼光君より、国民年金法等の一部を改正する法律案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

その趣旨の説明を求めます。山村新治郎君。

○山村委員 私は、自由民主党、日本社会党及び

民主社会党の三派を代表し、国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議の趣旨を御説明申し上げます。

案文を朗読いたします。

国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、国民年金制度の重要性にかんがみ左記事項につき速やかに実現するよう検討努力すること。

1 各年金の年金額を大幅に引き上げることとし、厚生年金の改正との均衡をはかること。

2 老齢年金、老齢福祉年金の支給開始年齢を引き下げるのこと。

3 福祉年金の給付制限を緩和すること。

4 年金額、保険料、給付要件、受給対象等すべての面において社会保障の精神に従つて改善すること。

5 右の実現のため大幅な国庫支出を行なう

〔賛成者起立〕  
○松澤委員長 起立總員。よって、本案について

は山村新治郎君外二名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、神田厚生大臣より発言を求められておりますので、これを許します。神田厚生大臣。

○神田國務大臣 国民年金、どうもいろいろあります。

なお、ただいま附帯決議をおつけになったよう

がとうございました。

この際、神田厚生大臣より発言を求められておりました。

十時より開会することとし、これにて散会いたしました。午後四時四十六分散会





昭和四十年五月十八日印刷

昭和四十年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者　大蔵省印刷局